

2013年1月28日

厚生労働大臣
田村 憲久 様

日本労働組合総連合会
会 長 古賀 伸明

当面の経済運営および予算編成等に関する要請書

わが国は、東日本大震災からの復興・再生、歴史的な円高水準や国内産業空洞化、長期におよぶデフレの継続、格差・貧困問題の拡大や不安定雇用の増大、将来的な制度維持に不安を抱える社会保障制度など様々な課題に直面しています。

働く者の雇用と生活は、所得の低迷や格差の拡大など劣化に歯止めがかかっていません。非正規労働者は全雇用労働者の35%を上回り、年収200万円以下で働くワーキングプアと言われる層は1,100万人近くにおよぶなど、こうした社会の不安定化は、許容範囲を大きく超えています。そして、賃金の低下と厳しい雇用情勢が連鎖し、これが将来不安を惹起させ、個人消費の低迷、低成長、デフレの長期化などの悪循環につながっていることは明らかです。

わが国がこのような悪循環から脱却するためには、あらゆる人が排除されることなく、働くことを通じて一人ひとりが参加できる活力ある社会である「働くことを軸とする安心社会」を構築する必要があります。そのためには、これからのこの国の姿と整合性のある社会的ニーズの高い分野での成長を良質な雇用創出に結びつけるとともに、雇用・労働対策の強化などを通じた低賃金・不安定雇用などの問題解消とディーセントワークの実現、社会保障と税の一体改革による社会的セーフティネットと所得再分配機能の強化などの実現によって、わが国の経済社会を支えてきた分厚い中間層を再生することが重要です。

併せて、これらの課題解決に向けた重要な政策決定にあたっては、社会を構成する多様な主体との社会対話と合意形成が不可欠と考えます。

私たち連合は、このような課題認識のもと、当面の経済運営および予算編成等に関する要請事項を下記の通り取りまとめました。働く者の立場からの意見・提言としてお受け止めいただき、緊急経済対策、2012年度補正予算、2013年度予算、2013年度税制改正などに反映いただきますようお願い申し上げます。

1. 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

- (1) 国と県は、市町村の復興計画および個別事業の計画の策定・実施を積極的に支援し、復興交付金や復興特区、独自の産業支援策など、政策手段を総動員し、地域復興と雇用の創出・確保をはかる。また、地域のニーズに対応した復興・再生の取り組みを支えるため、特別交付税の上積みを継続する。
- (2) 中小企業の事業の継続・再生に向け、グループ補助金の継続と実効性ある再生機構の活用、貸し渋りの防止など各種支援策を行う。
- (3) インクルーシブかつ効率的で交通アクセスと生活環境の利便性を重視した「ひとが中心のまちづくり」を住民参加の下で進め、地域コミュニティの再生をはかる。
- (4) 被災者の生活状況や心身の健康状態を継続的に把握し、必要な支援を行う。医療・福祉・介護など社会保障サービス分野における人材確保と、医療機関、施設等の再建支援により提供体制を整備する。
- (5) 福祉施設、児童施設等を安全な場所に確保し、災害弱者が避難する拠点と位置付け、水・食料・医薬品・医療材料などを常備する。
- (6) 被災による教育の格差や将来の進路選択への影響が発生しないよう教育費に関する公的支援の拡充等を通じて、子どもの就学機会を確保する。
- (7) 福島第一原子力発電所事故の収束に向けた作業においては、労働法規の遵守と労働者の保護を徹底する。
- (8) 放射性物質による汚染地域の状況把握と正確な情報の開示、および除染処理の早急かつ着実な実施に取り組む。
- (9) 被災地復興事業の必要性・妥当性を検証し、改善すべき点があれば見直しを行う。

2. 日本再生・分厚い中間層の復活に繋げる経済・産業政策と雇用政策の一体的推進

- (1) 予算編成は、中期財政フレームを遵守しつつ、デフレ脱却、持続的な成長軌道への復帰及び良質な雇用の創出を実現するために、経済成長や雇用創出効果の高い施策に優先的・重点的に予算を配分する。具体的には、潜在的需要の高い医療・介護、子育て、環境・エネルギー、観光などの分野に予算・税制措置、規制の見直しなどの施策を集中し、産業政策と雇用政策を一体的に推進する。公共事業予算については、学校の耐震化やトンネル補修など老朽化した社会インフラの再整備など緊急度の高いものに絞り込む。

- (2) 政府は、日銀の独立性を尊重しつつ、緊密な連携のもとデフレ脱却、為替レート
の適正化・安定化をはかる。特に、個人所得の改善に先行して物価や金利のみ
が上昇し国民生活に悪影響を及ぼすような事態が発生しないよう、対応に万全を
期す。
- (3) わが国の経済成長と雇用創出、アジア太平洋地域における公正で持続可能な発
展につながるよう経済連携（F T A / E P A など）を推進する。環太平洋連携協
定（T P P）の交渉参加にあたっては、幅広い分野に影響を及ぼす可能性がある
ことを踏まえ、懸念される課題について適切に対応するとともに、国民への適切
な情報開示、国民的合意形成に向けた丁寧な対応を行う。
- (4) わが国の成長・発展を担う人材を形成すべく、教育政策を強化する。具体的
には、子ども一人ひとりの学力保障につながるよう、少人数学級の対象学年の拡大
をはじめ、必要な教職員の確保を行い、教育の質の維持・向上をはかる。
- 子どもの教育を保障するための就学支援制度、奨学金制度の拡充など環境整備
を行う。すべての生徒を対象とした、高等学校授業料無償化の継続や、定時制・
通信制の教科書等給与費の拡充をはかる。

3. ディーセントワークの実現

- (1) 分厚い中間層の再生に向け産業政策と雇用政策を一体で推進し、ディーセント
ワークを中心に据えた雇用の拡大をはかる。とりわけ、厳しい雇用環境にある地
方においては、「雇用創出の基金による事業」の継続・拡充などもはかりながら、
きめ細かな対応をはかる。
- (2) すべての若年者に良質な就労の機会を実現するため、教育の場から労働の場へ
の円滑な接続や非正規労働者の正規化等について早急に対策を検討し実行する。
また、政府の「若者雇用戦略」に盛り込まれた、「働き続けられる環境」の実現
に向けた工程表を策定する。
- (3) ジョブ・カード制度について、制度の周知徹底、助成要件の見直し、訓練期間
中の所得保障の強化などにより、積極的な普及・促進をはかり、また、発行枚数
だけの管理でなく効果検証をはかりながら、非正規労働者の正規化などに有効活
用する。
- (4) 雇用保険の国庫負担の本則 4 分の 1 復帰、求職者支援制度の全額一般財源化、
若年者雇用対策の充実など、働く者のセーフティネットと雇用対策の充実に関す
る安定財源を確保する。
- (5) 職場におけるメンタルヘルス対策・受動喫煙防止対策を内容とする労働安全衛
生法改正法案を早期に成立させる。特に、職場におけるメンタルヘルス対策につ

いては、中小事業場における運用を徹底し、労働者のプライバシー保護・不利益取扱いの禁止を厳格に適用する。

- (6) 改正労働基準法（2010年4月施行）第37条による月60時間超の割増率の引き上げについては、中小企業が適用猶予となっていたが、法で施行3年後の検討規定が定められている。法施行後の状況を検証しつつ、中小企業の適用猶予措置については、廃止に向けて早期に検討を行う。
- (7) パートタイム労働法を改正し、パートタイム労働者であることを理由とした差別的取り扱いが是正されるよう均等・均衡処遇の確立をはかる。
- (8) 「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画（～働く「なでしこ」大作戦～）を引き継ぎ、わが国経済社会の再生・活性化の観点から、引き続きあらゆる場における女性の活躍と参画の推進、女性の就業継続と就業率の向上、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の確立等の施策を積極的に推進する。
- (9) 雇用・労働政策の検討および労働法制の見直しにあたっては、労働に関わるILO条約（三者構成主義）に基づき、公労使の代表が参画する労働政策審議会で議論する。

4. 社会保障と税の一体改革の実現

【社会保障関連】

- (1) 生活保護基準は現行の水準を尊重する。生活保護の不正受給防止については、①医療機関へのチェックを厳しくする、②被保護者の医療費自己負担の導入と後発医薬品の使用義務化は行わない、③扶養義務と資産・収入調査の徹底は慎重に取り扱う。
- (2) 「生活支援戦略」を直ちに策定し、各種モデル事業を含め確実に実施するための予算を確保する。また、パーソナル・サポート事業による支援が途切れぬよう、総合相談支援センター発足までの予算を確保する。
- (3) 被用者保険間の報酬格差が拡大していることを踏まえ、協会けんぽに対する国庫補助を13%としている健保法附則を廃止し、本則上限の20%とする。
- (4) 厚生年金基金の代行制度は速やかに廃止するとともに、中小・零細企業に対する企業年金制度の拡充と中小企業退職金共済制度などの改善をはかる。
- (5) 「子ども・子育て関連三法」に基づく施策を着実に実施する。また、「安心子ども基金」や妊婦健診の財源確保、待機児童対策の継続的な取り組みを行う。
- (6) 介護保険のいわゆる軽度者への支援について、必要なサービスの切り捨てにつながらないよう慎重に検討を行うとともに、ケアマネジメントの機能を強化する。
- (7) 社会保障制度改革国民会議で検討される高齢者医療制度や年金制度の改革の検討にあたっては、労使をはじめ国民の意見を反映する。

【税制関連】

- (8) 社会保障・税一体改革関連法に則り、2012年度中に所得税・相続税などの累進性を強化し、税による所得再分配機能を高める。
- (9) 消費税は、社会保障制度の維持・強化に全額充当する。また、インボイス方式の導入や簡易課税制度・免税点の廃止などにより、消費税の透明性を高める。
消費税率の引き上げに際しては、下請け事業者などの不利益防止など公正な価格転嫁に向けた対策を強化する。消費税の逆進性緩和策として、低所得者層に対する給付制度を導入することとし、軽減税率（複数税率）は導入しない。
- (10) 共通番号制度を早期に導入するとともに、給付つき税額控除（勤労税額控除、消費税税額控除）の制度化を進める。
- (11) 自動車関係諸税の軽減・簡素化に向け抜本的な見直しを行う。また、個別間接税の課税根拠を整理するとともに、二重課税を是正する。

5. 消費者の視点に立った消費者保護政策の強化

- (1) 国民生活センターおよび地方自治体等に設置されている、消費生活センターの態勢・機能を消費者の視点に立って強化する。また、相談員の確保や相談への対応力強化をはかるため、相談員の雇用形態・処遇を改善するとともに、能力開発を充実させる。

6. 民主的な公務員制度改革の推進

- (1) 公務員の労働基本権を回復し自律的労使関係を確立するとともに、民主的で透明・公正な公務員制度改革を実現する。また、消防職員への団結権付与を含む地方公務員制度改革を実現する。
- (2) 地方公務員給与については、各自治体における労使交渉を尊重すべきであり、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」による国家公務員給与削減を地方財政計画に影響させない。

以 上